

# 資源管理協議会による 資源管理協定(大臣認定)の 取組の効果検証の基準について

---

令和7年6月  
資源管理協議会

# 資源管理協定の制度と取組の効果検証について

- 資源管理協定（以下「協定」という。）は、IQ管理区分以外の管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、関係漁業者間で締結するもの。
- 協定に参加する者は、取組を実践して毎年の履行確認を行うとともに、**有効期間（原則5年間）の2分の1を経過した時及び終了時に取組の効果の検証**を行い、**その結果を踏まえて必要な改良**を行う。以降、これを繰り返すことにより、より効果的な自主的資源管理の実践を目指していく。
- 検証の透明性を確保する観点から、**資源管理協議会においても効果検証を行う**。
- 資源管理基本方針及び「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、協定は**検証結果とそれを踏まえた取組内容の改良の結果を含めて公表**する。



- 本資料では、国の資源管理協議会（以下「協議会」という。）による効果検証の基準について示す。
- 本資料の内容を踏まえ、令和7年度までに、協定参加者による効果検証のためのガイドライン（正式名：効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン）を作成する。

# 協議会による取組の効果検証の基本的な考え方

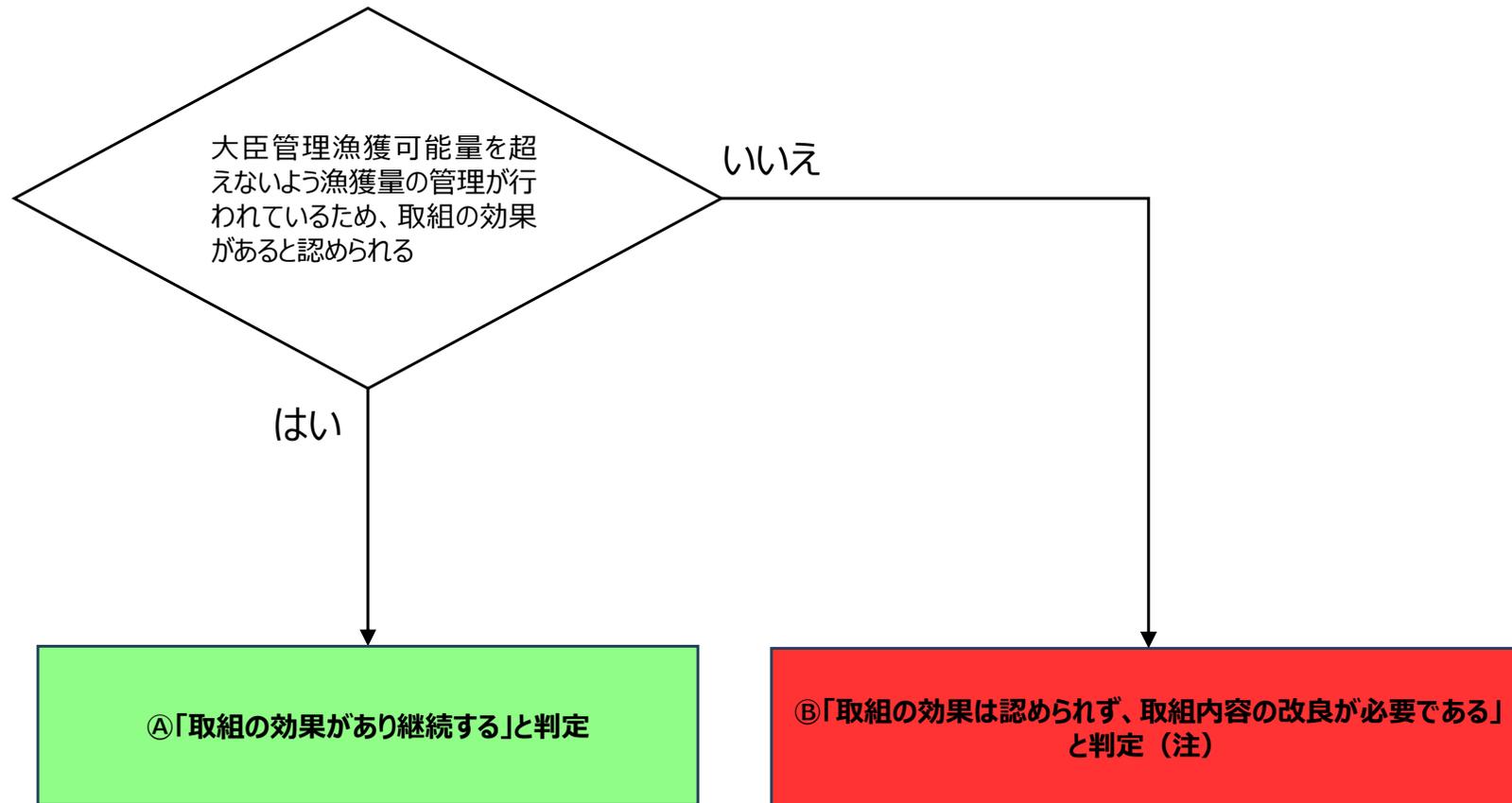
- 協議会による取組の効果検証は、協定の制度を鑑み、**協定が対象とする水産資源ごとに、協定の取組を進めることで資源管理の目標の達成が見込めるか**、という観点から行う。
- なお、「特定水産資源」については、I Q管理区分以外の管理区分における特定水産資源の保存及び管理を補完する協定の性質等に鑑み、**大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、取組の効果の検証を行う**（ステップアップ管理対象資源については、大臣管理漁獲可能量に相当する数量を超えないように漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、取組の効果の検証を行う。）。
- また、協定内容の履行状況については、資源管理目標の達成状況とは直接的に関係しないことから、**効果の検証に際しての参考情報として取り扱う**（履行していない者がいる場合には協議会として改善等を求め、検証結果と共にその旨を公表する。）。



次スライドから、以下の類型ごとの判定基準を示す。

- ①単一の「特定水産資源」を対象とする協定
- ②複数の「特定水産資源」を対象とする協定
- ③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
- ④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
- ⑤「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定

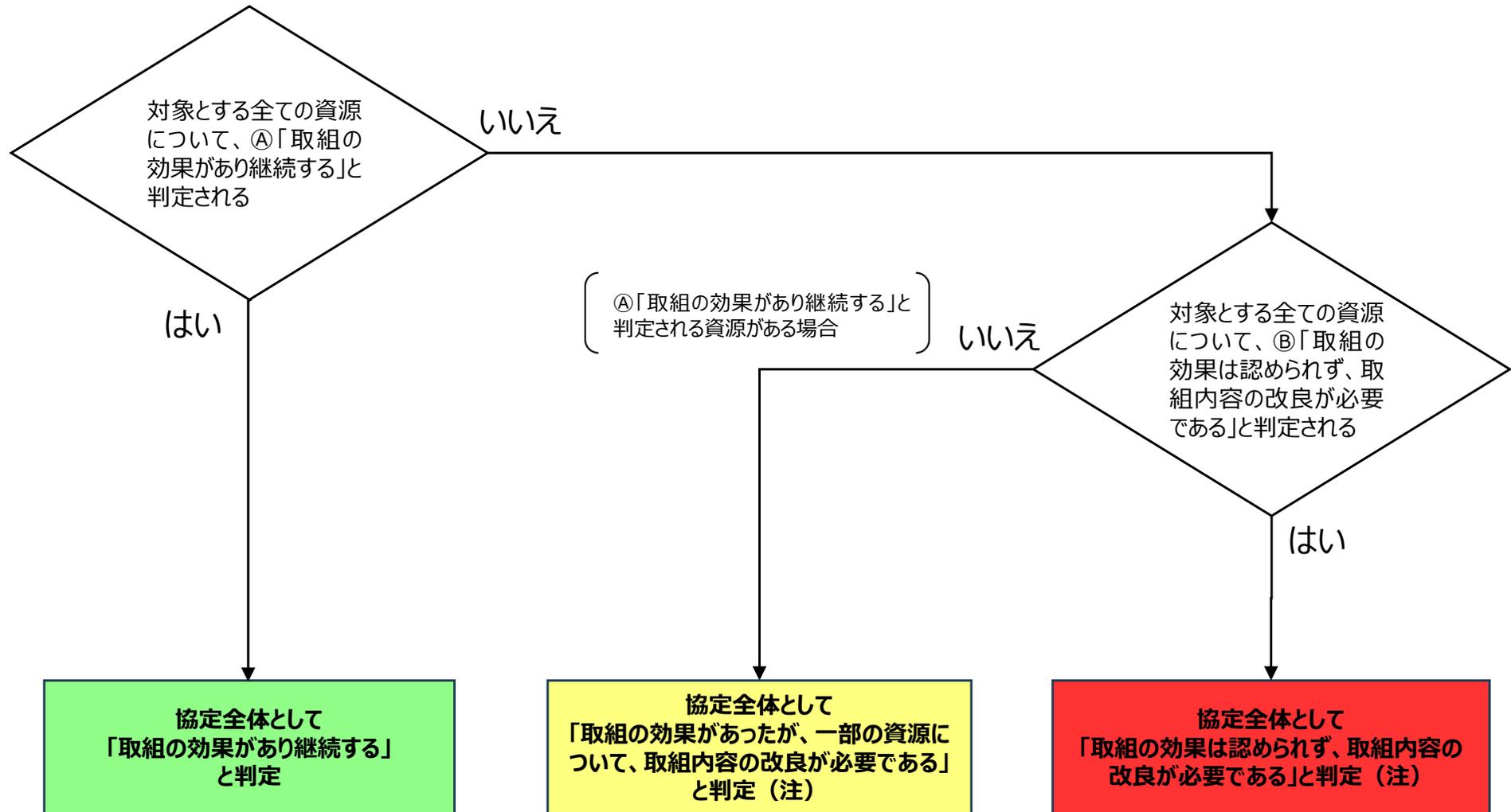
# ①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



(注) この判定の場合、改良の方向性等を付記する。

【備考】漁獲可能量による管理以外の手法による取組も定めている協定の場合、必要な場合には、参考情報として、当該取組の評価を付記する。

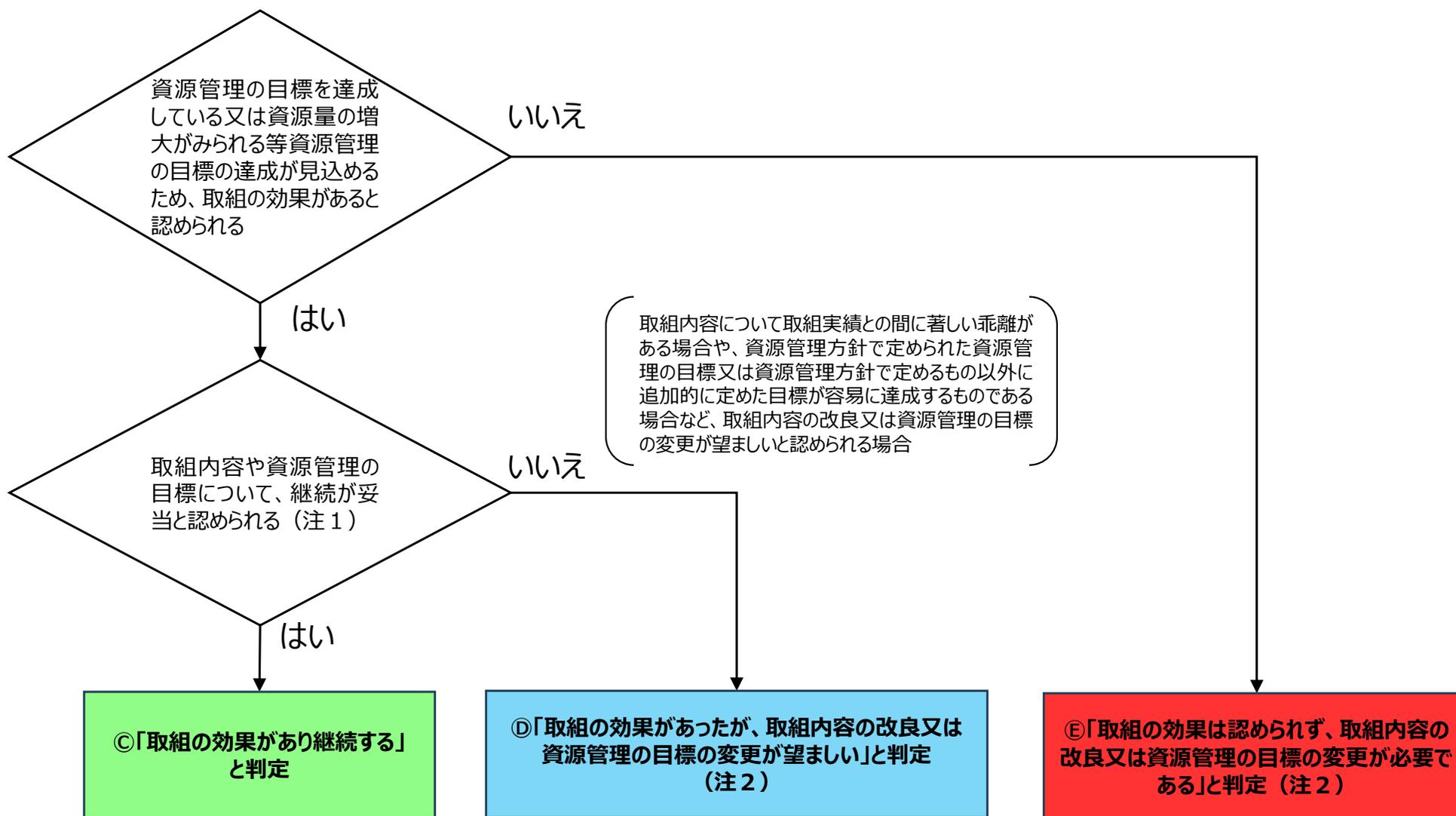
## ②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



（注）これらの判定の場合、改良の方向性等を付記する。

【備考】漁獲可能量による管理以外の手法による取組も定めている協定の場合、必要な場合には、参考情報として、当該取組の評価を付記する。

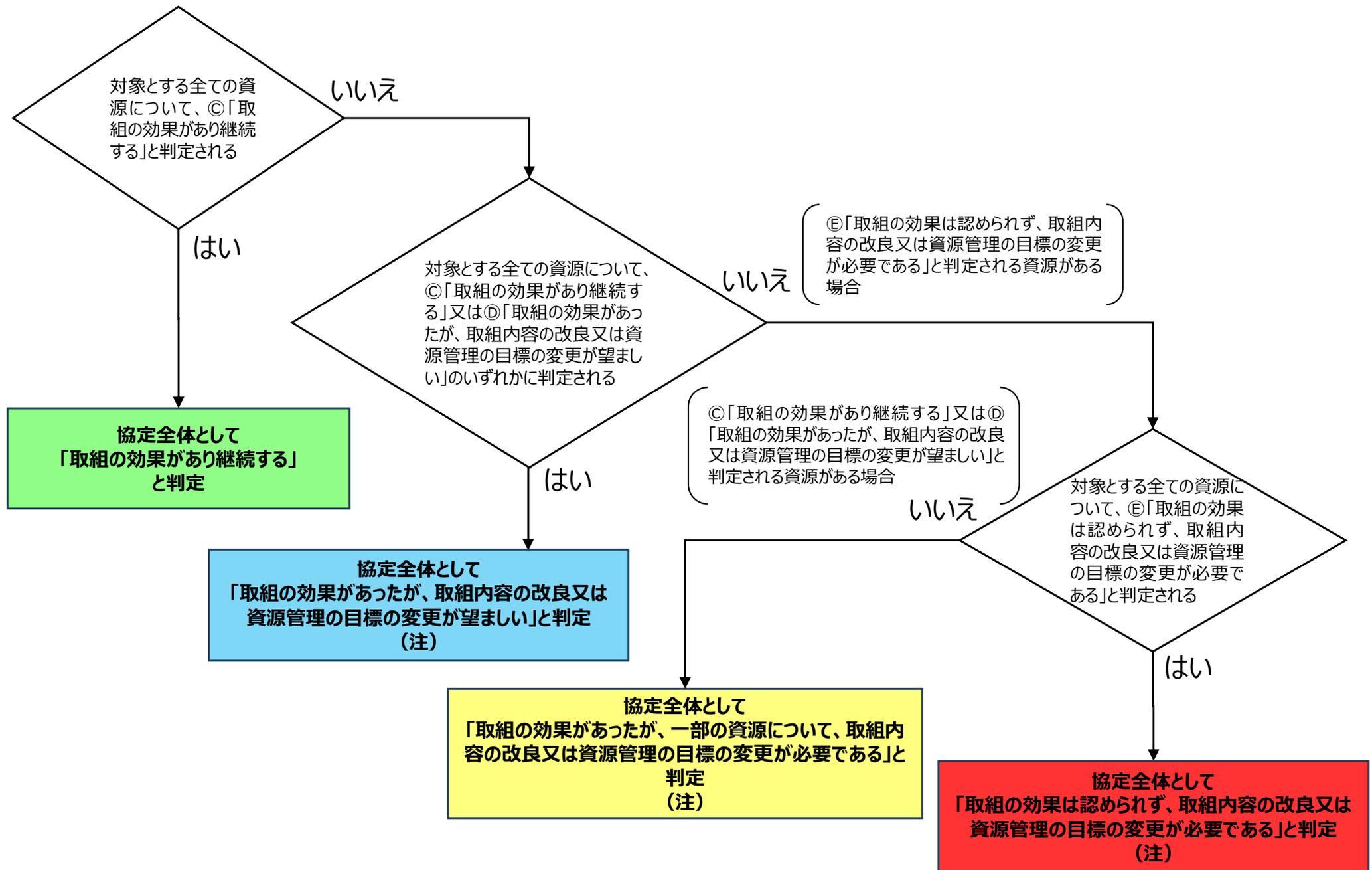
### ③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注1) 「特定水産資源」を対象とする協定については、資源評価によって算定されたMSYを実現する資源水準の値等を資源管理の目標として定め、この目標の下で資源管理基本方針に基づき算出された大臣管理漁獲可能性を超えないよう漁獲量の管理を行うことを取組内容とするものことから、①又は②により判定することとする。

(注2) これらの判定の場合、改良又は変更の方向性等を付記する。

# ④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、改良又は変更の方向性等を付記する。

## ⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④の考え方を準用して、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

		「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定			
		「取組の効果が あり 継続する」	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 望ましい」	「取組の効果があつたが、一部の資源 について、取組内容の改良又は資源 管理の目標の変更が必要である」	「取組の効果は認められず、取組内 容の改良又は資源管理の目標の変 更が必要である」
「 特定 水産 資源 」 全 体 の 判 定	「取組の効果があり 継続する」	「取組の効果があり継続する」と判定	「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)
	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)
	「取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である」	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定 (注)	「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理目標の変更が必要である」と判定 (注)

(注) これらの判定の場合、改良又は変更の方向性等を付記する。

## 取組の効果検証が行えない場合の対応について

- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により取組の効果が判定できない資源については、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、検証結果と共に、具体的な外部要因の内容を公表する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあつては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。  
それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。